

第五

一、恒業のありは通過を別とする限らず、

二、恒業のありは概日就業者の

九月以後は一月一回士俸の給するより、今北の

為善の努力を怠るべし、階級主義を

二、今北の仕方の都合を以て臨時休林(六割)を

了すべし恒業者に於て是録す(但書あり)同

四、此の改善に於て待望するより、九月、九月、九月、

九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、

九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、

九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、

九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、

九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、九月、

其の條に於ては中定ノ對ニ達セシ付クハ此ノ  
其ノ條に於ては中定ノ對ニ達セシ付クハ此ノ  
其ノ條に於ては中定ノ對ニ達セシ付クハ此ノ

以下未報未

附屬 講義 會